

NPO法人設立までの かんたんガイド

ボランティアとNPO法人
なにが違うの？

NPO法人の設立・解散
必要な要件とは？

NPO法人の
税務と労務とは？

NPO法人
設立までの流れ

NPO法人の基礎知識や、
手続きに必要な情報を
まとめました。



1 ボランティアとNPO法人（特定非営利活動法人）の違い

ボランティア	違い	NPO法人
個人	人格	法人
自発的な意思	根拠	特定非営利活動促進法
個人（グループ）	活動形態	組織
個人活動	活動の仕方	組織活動
自発性 無償性	姿勢・立場	自発性 非営利性
社会貢献（公益）性	責任	社会貢献（公益）性
個人が責任を負う		組織として責任を負う

ボランティアとNPO法人
なにが違うの？



出典「ボランティアの基礎」日本橋出版 加筆一部修正

2 NPO法人（特定非営利活動法人）と一般社団法人の違い

NPO法人	違い	一般社団法人
特定非営利活動促進法（NPO法）	根拠法	一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律（一般社団・財団法人法）
非営利	性格	非営利
特定非営利活動（NPO法別表の20分野）を主目的	目的事業	目的や事業に制約はなく公益事業、収益事業、共益事業等
所管庁（東京都）の認証後に登記して設立（認証までに2ヵ月半縦覧期間が必要）	設立方法	公証人役場での定款認証後に登記して設立
社員10人以上	設立要件	社員2人以上
1社員1票	議決権	1社員1票
社員総会	最高議決権機関	社員総会
理事3人以上、監事1人以上	役員	理事3人以上、理事会・監事の設置は任意
理事	代表権	理事
剰余金の分配はできない	剰余金の扱い	剰余金の分配はできない
収益事業課税	税制等	収益事業課税
無料	法定設立費用	112,000円

3 NPO法人（特定非営利活動法人）の活動目的

- (1) 特定非営利活動（20分野※）であること
- (2) 非営利であること
- (3) 宗教活動を目的としないこと

- (4) 政治活動を目的としないこと
- (5) 反社会的活動、暴力団体ではないこと

※ 活動分野は、複数選択することができます

※活動分野20項目（NPO法第2条第1項別表）の内容

① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	⑪ 国際協力の活動
② 社会教育の推進を図る活動	⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
③ まちづくりの推進を図る活動	⑬ 子どもの健全育成を図る活動
④ 観光の振興を図る活動	⑭ 情報化社会の発展を図る活動
⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	⑮ 科学技術の振興を図る活動
⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	⑯ 経済活動の活性化を図る活動
⑦ 環境の保全を図る活動	⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の充実を支援する活動
⑧ 災害救援活動	⑱ 消費者の保護を図る活動
⑨ 地域安全活動	⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	⑳ 前各号に掲げる活動に準じる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

注) ⑳：東京都においては、この活動について条例で定めていません。この分野を定款で定める場合は、活動予定の自治体の条例を事前に確認してください。

4 NPO法人（特定非営利活動法人）の組織の要件

- (1) 社員が10人以上いること
- (2) 総会を年1回以上開催すること
- (3) 役員は理事3人以上、監事1人以上いること
- (4) 役員（理事・監事）の権限と責任を確認すること

※社員とは：総会で議決権を有する者を指します。
 ※役員とは：理事及び監事のことを言います。
 理事は、社員や職員を兼ねることができます。
 なお、監事は、理事又は職員を兼ねることはできません。

NPO法人の設立・解散 必要な要件とは？



理 事
法人の業務を決定し、執行する
対外的には、法人を代表する権限をもっている
内部的には、業務を執行する権限をもっている
理事が不注意や怠慢により、法人に対して損害を与えたり、監事からの意見に従わない等の場合には、賠償責任に問われる可能性がある

立 場

権 限

責 任

監 事
理事の業務や財産状況を監視する
理事の監督や法人の財産状況を監査する
所管庁や総会に報告又は理事に意見を述べる義務があり、また、必要に応じて総会を招集することができる
法令に違反して登記することや、書類の提出を怠った時などの義務違反によって過料に処せられる場合がある

- (5) 「定款」を作成すること
 法人は定款にのって運営されるので、重要な組織のルールとなります。

定款に記載しなければならない項目	
目 的	名 称
事務所の所在地	役員に関する事項
会議に関する事項	資産に関する事項
会計に関する事項	解散に関する事項

5 NPO法人（特定非営利活動法人）の会計の要件

(1) 正規の簿記の原則に従うこと

- ・網羅性 すべての取引が網羅的に記録されていること。
- ・立証性 会計記録が検証可能な証拠書類に基づいていること。
- ・秩序性 すべての会計記録が継続的、組織的に行われていること。

(2) 真実性の原則と明瞭の原則であること

- ・ウソがないこと。
- ・わかりやすいこと。

(3) 継続性の原則であること

- ・一度決めたルールや手続きは、毎年同じように適用して、むやみに変更しないこと。

(4) NPO法人会計基準（推奨）

NPO法人の活動状況はさまざまであり、その活動内容に沿った「外部報告」について法人として検討した結果、公益法人会計基準や社会福祉法人基準等、他の会計基準に沿った計算書類を作成しても問題ありません。
 ただし、どの会計基準を採用した場合でも「注記」で、採用した会計基準を明記する必要があります。

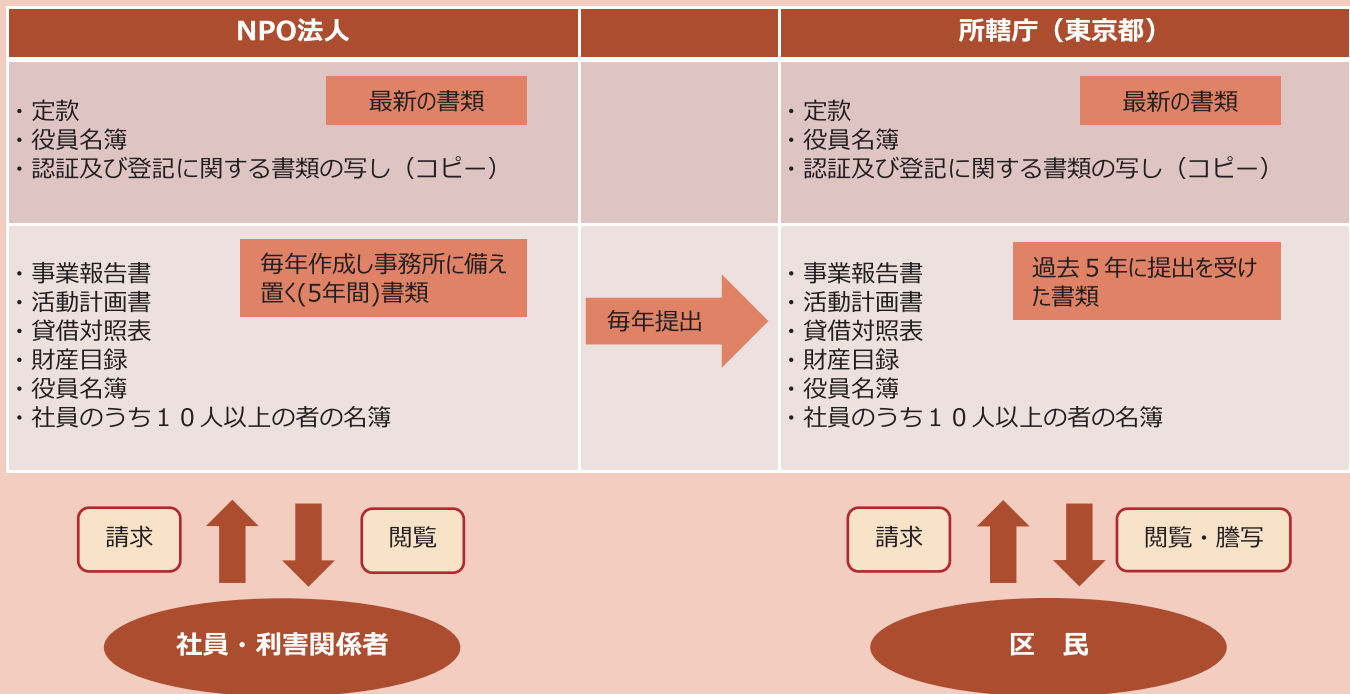
6 NPO法人（特定非営利活動法人）の情報公開の要件

(1) NPO法人の設立申請時

NPO法人では、所轄庁（東京都）はNPO法人設立の申請が行われると、2週間、その団体における主要な書類が一般に縦覧（公開）されます。

(2) 事業年度終了後

NPO法人には、事業報告書等の作成と所轄庁（東京都）への提出が義務付けられています。この提出を3年間怠った場合は、法人の認証が取り消されることがあります。また、この報告書類は誰でも所轄庁（東京都）で閲覧（公開）又は謄写（コピー）をすることができます。さらに、報告書類を法人の事務所に備え置き、利害関係者などから求められれば閲覧（公開）に応じなければなりません。



7 NPO法人（特定非営利活動法人）の解散の要件

(1) 解散とは

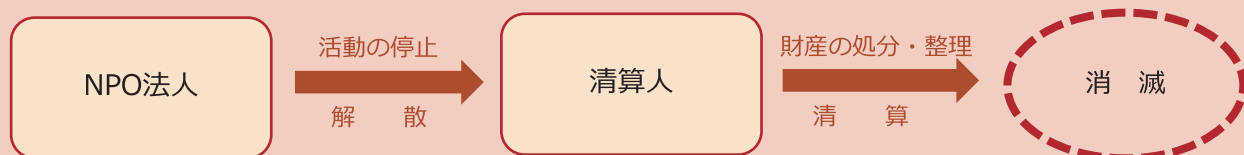
NPO法人が本来の活動を止め、法人格が消滅する準備に入ること。その時点で法人格はまだ消滅せず、清算を行った後に消滅となります。

NPO法の定めによって、解散は、社員の意思、目的の達成や存立時期の満了、破産、その他、さまざま原因によって生じるため、ケースに応じて手続きが必要になります。

解散が決まれば、清算を開始する必要があり、清算を行う人を清算人と呼ぶ。清算人専任の手続きや行うべき職務はNPO法に定められています。

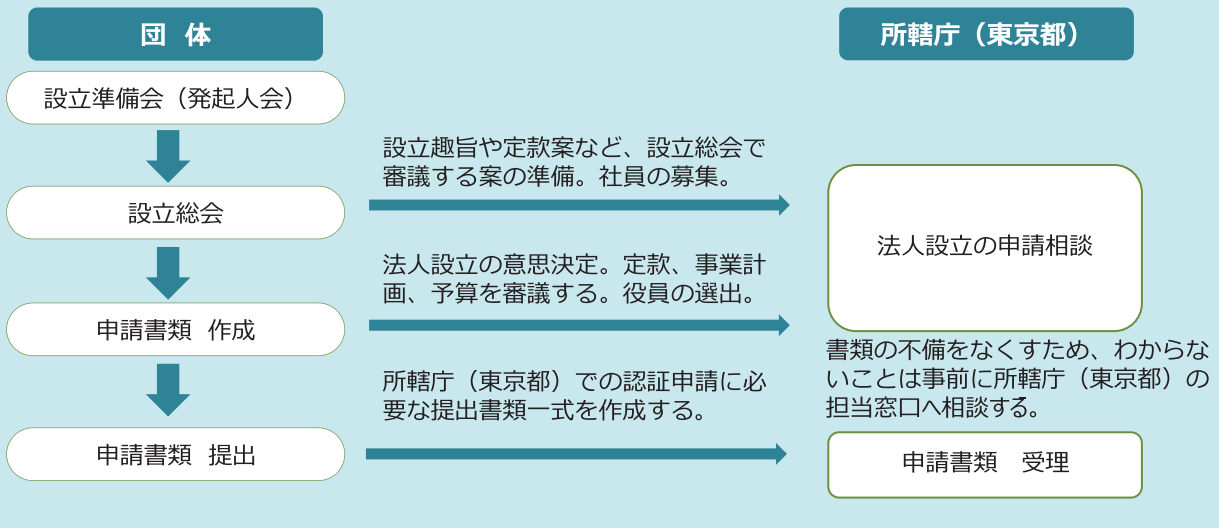
(2) 解散の理由

- ① 総会で決議したとき
- ② 定款で定めた解散事由が発生したとき
- ③ 目的とする事業の成功が不能になったとき
- ④ 社員が欠亡したとき
- ⑤ 合併したとき
- ⑥ 破産手続きの開始が決定したとき
- ⑦ 設立の認証が取り消されたとき

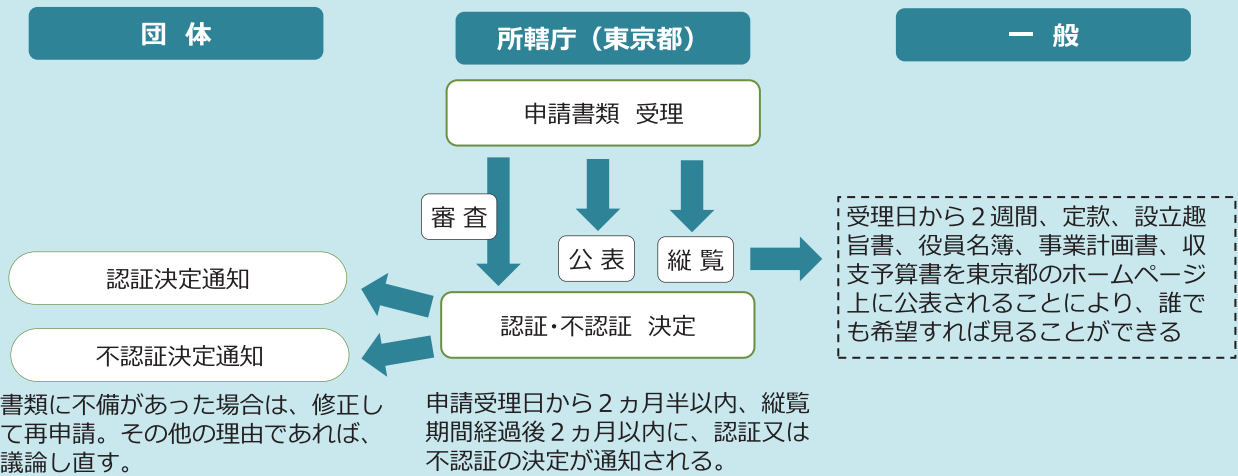


8 法人設立までの手続きの流れについて

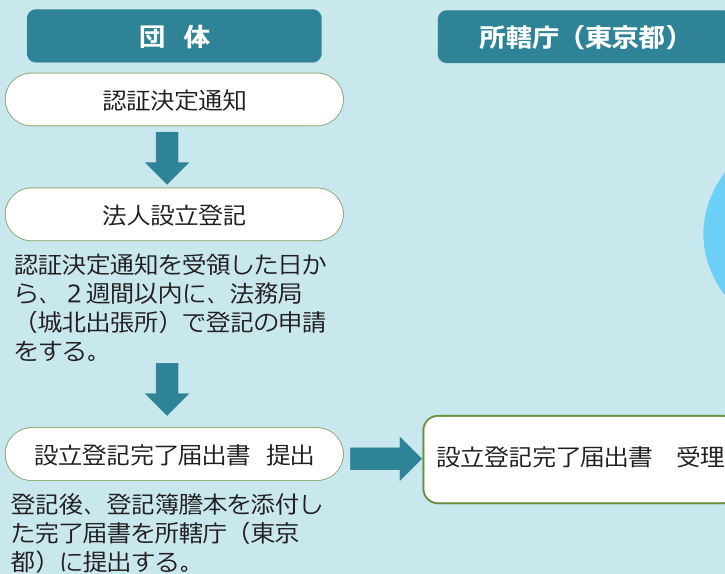
(1) 設立準備会（発起人会）から申請までのフロー



(2) 申請から認証までのフロー



(3) 認証から登記までのフロー



NPO法人
設立までの流れ



9 設立申請に必要な書類について



NPO法人ポータル
サイトはこちら

(1) 申請に必要な書類

設立認証申請書について書式が定められているので、東京都のホームページをご覧ください。

設立に必要な書類

① 設立認証申請書	⑦ 確認書
② 定款	⑧ 設立趣旨書
③ 役員名簿	⑨ 設立について意思の決定を証する議事録の謄本（コピー）
④ 各役員の就任承諾及び契約書の謄本（コピー）	⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画（2年度分）
⑤ 各役員の住所又は居所を証する書面	⑪ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2年度分）
⑥ 社員のうち10人以上の者の名簿	

(2) 定款の作成

定款は、法人を運営するための原則であり、団体の自治のルールとなります。

同時に、どのような目的で、どのような事業を行い、団体としての意思決定はどこで行うのか、対外的な代表権は誰にあるのか、などを社会的に明らかにするという意味があります。

認証申請の添付書類等の中でも、最も重要なものになります。法人は、法令の規則に従い、定款に記載された内容の範囲内で権利を有し、義務を負うことになります。

定款の記載項目

① 目的	⑨ 会計に関する事項
② 名称	⑩ 事業年度
③ 特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類	⑪ 「その他の事業」を行う場合には、その種類及び該当「その他の事業」に関する事項
④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地	⑫ 解散に関する事項
⑤ 社員（総会で議決権を有する者）の資格の得喪に関する事項	⑬ 定款の変更に関する事項
⑥ 役員に関する事項	⑭ 公告の方法
⑦ 会議に関する事項	⑮ 設立当初の役員
⑧ 資産に関する事項	

10 設立の登記について

(1) 登記とは

NPO法人は、所轄庁から認証を受けただけでは成立しません。NPO法人は、主たる事務所の所在地（葛飾区）を所轄する法務局（城北出張所）で登記することによって成立します。

登記申請の際には、法人の印鑑が必要になります。申請と同時にNPO法人の印鑑登録も行います。（法人の印鑑証明は法務局から発行されます）

登記申請は、認証があった旨の通知を受けた日から2週間以内にしなければなりません。

登記に必要な書類

① 申請書
② 法人設立の認証書
③ 定款
④ 役員就任承諾書（就任承諾書及び契約書の理事分）
⑤ その他

※ 登記に関する詳細は、事務所の所在地（葛飾区）を管轄する法務局（城北出張所）にお問い合わせください。

11 設立後の税務と労務の手続きについて

NPO法人は、登記完了後、必要に応じて税金や雇用関係の届出を各官公庁にて行います。

NPO法人の 税務と労務とは？



(1) 主な税務上の手続き

下記は葛飾区に事務所を設置する場合の手続きを掲載しています。

対 象	対象税目	提出書類	期 限	提出先
事業を開始し又は事務所・事業所を設けた法人	法人住民税 法人事業税 地方法人特別税	「事務所（事業所・寮等）設置等申告書」、「法人設立（設置）届出書」など	事業開始又は事業所設置日から15日以内	台東都税事務所 台東区雷門1-6-1 電話：03-3841-1694
給与を支払うようになった場合	源泉所得税	「給与支払事務所等の開設届出書」など	事務所設立から1ヶ月以内	葛飾税務署 葛飾区立石8-31-6 電話：03-3691-0941
税法上の収益事業を行う場合	法人税	「収益事業開始届出書」など	事務所設立から2ヶ月以内	

(2) 主な労務上の手続き

下記は葛飾区に事務所を設置する場合の手続きを掲載しています。

	対 象	提出書類	期 限	提出先
就業関係	労働者を使用する場合	「適用事業報告」2部	遅滞なく	向島労働基準監督署 墨田区東向島4-33-13 電話：03-5630-1031
	労働者を常時10人以上使用する使用者	就業規則届 就業規則 意見書 各2部	遅滞なく	
労働保険	労働者を一人でも雇用する場合 (農林水産業の一部を除く)	「労働保険関係成立届」など	保険関係成立日から10日以内	向島労働基準監督署 墨田区東向島4-33-13 電話：03-5630-1033
		「労働保険概算保険料申告書」	保険関係成立日から50日以内	
		「雇用保険適用事業所設置届」	適用事業所となった日の翌日から10日以内	ハローワーク墨田 江東区江東橋2-19-12 電話：03-5669-8609
		「雇用保険被保険者資格取得届」	被保険者となった日の翌日から10日まで	
健康保険 厚生年金保険	常時、従業員を使用する場合	「健康保険・厚生年金保険新規適用届」など	適用事業所となった日から5日以内	葛飾年金事務所 葛飾区立石3-7-3 電話：03-3695-2181
		「被保険者資格取得届」 「健康保険被扶養者届」 など	雇用した日から5日以内	

※詳細については、各提出先にお問い合わせください。

かつしかボランティア・地域貢献活動センターから ホームページ、メルマガ、SNS より情報発信中です。

●ホームページ



●メルマガ



●LINE



●X



●Instagram



※参考資料「特定非営利活動法人ガイドブック（本編）」令和5年3月発行 東京都生活文化スポーツ局



お問い合わせ窓口

葛飾区社会福祉協議会
かつしかボランティア・地域貢献活動センター

〒124-0006
東京都葛飾区堀切3-34-1
ウェルピアかつしか 1階
TEL：03-5698-2511
Mail：vc@katsushika-shakyo.com

<受付時間>
午前8時30分から午後5時
(土日祝日・年末年始は除く)
※第1・3土曜日も開所しています

